

みなし決議に関する評議員会議事録

1 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容

(1) 評議員の選任の件

公益財団法人東京都島しょ振興公社定款施行細則第2条第2項に基づき、下記のとおり評議員を選任する。

区 分	氏 名	就 任 年 月 日
評議員	浅 沼 徹 哉 一般社団法人東京諸島観光連盟会長 (三宅島観光協会会長)	令和2年6月23日

(任 期) 令和2年6月23日から令和4年度決算に関する定時評議員会の終結の時まで

(理 由) 一般社団法人東京諸島観光連盟会長の変更に伴い白井岩仁評議員から辞任届が提出されたため、後任の評議員を選任する。

(2) 上記提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされる日は、令和2年6月23日とすること。

2 1の事項を提案した者の氏名

理事 青 沼 邦 和

3 評議員会の決議があったものとみなされた日

令和2年6月23日

上記のとおり、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条第1項の規定により、評議員会の決議があったものとみなされたので、これを証するため、この議事録を作成した。

令和2年6月30日

公益財団法人東京都島しょ振興公社

議事録作成者

理事長 (代表理事)

青沼邦和 